

いわゆる「浮島丸訴訟」について

平成10年1月30日
北東アジア課

1. 朝鮮半島出身者の浮島丸遭難事件の概要

- (1) 青森県大湊地区で勤務していた朝鮮半島出身元海軍軍属及び同地区に居住していた同半島出身一般人（家族を含む）が終戦に伴い帰国を熱望したため、旧海軍は、これらの者を浮島丸（4730トン）に乗船せしめ、昭和20年8月22日に大湊港を出港した。
- (2) ところが、フィリピンのマニラにおいて行われた「マニラ会談」で、連合国最高司令官は、日本側代表に対し、昭和20年8月24日以降における日本の全船舶の運航禁止、また、海上にあるこれらの船舶は最寄りの港湾への入港を指令した。そこで浮島丸も舞鶴港に入港することとした。
- (3) 浮島丸は舞鶴港に入港すべく湾内佐波賀沖（蛇島北方）を航行中、昭和20年8月24日午後7時20分頃、連合軍が敷設した機雷に触れ沈没した。
- (4) 浮島丸に乗船していた朝鮮半島出身者の死没者数は、元海軍軍属 456名、一般人59名の合計 524名であった。その後、昭和44年8月の第3回日韓定期閣僚会議において、日本政府が保管する遺骨に関し、身元が判明した遺骨は正当な引き取り人と認められる者に外交ルートを通じ個別に返還することにつき、日韓両国政府間で合意したことを受け、昭和46年11月、49年12月及び51年10月の3回にわたり身元の判明した合計 241柱を韓国へ送還した。
(280柱を厚生省が保管中)

2. 浮島丸訴訟の経緯

- (1) 平成4年8月25日、韓国在住の [] 以下50名（浮島丸事件の生存者と犠牲者の遺族）が、日本政府の公式謝罪と賠償（生還者については一人当たり [] 万円、事件による死亡者に関しては一人当たり [] 万円）を要求して京都地裁に提訴（京都地裁平成4年（ワ）第2075号公式陳謝等請求事件：浮島丸第1次訴訟）。
- (2) 平成5年8月23日、さらに27名が、京都地裁に追加提訴（京都地裁平成5年（ワ）第2225号公式陳謝等請求事件：浮島丸第2次訴訟）。本第2次訴訟の提起に伴い、第1・2次両訴訟において遺骨の返還請求（原告中18名）と供養料各10万円を追加的に請求。
- (3) 平成8年11月7日、さらに4名が京都地裁に追加提訴（京都地裁平成6年（ワ）第2308号公式陳謝等請求事件：浮島丸第3次訴訟：遺骨返還請求者はなし）。
- (4) 当省職員は、平成6年2月2日に、原告らの遺骨返還請求への対応のため、被告国の指定代理人に指定された。

訴訟外協議以降行われた法廷期日（計8回）の概要

別添

1. 第1回期日（平成8年6月28日）

28日午前、京都地裁において浮島丸事件の弁論期日が開かれたところ、概要以下のとおり。

- (1) 冒頭、裁判所を通じて連絡があったとおり、NHKによる法廷内の撮影（関係者全員が着席の上、2分間のビデオ取り。本撮影はKBSの依頼によるものの由）が行われた。撮影スタッフ等の退席後、弁論期日が開始された。
- (2) 当初、裁判所側より被告が提出した第10準備書面に関する補足説明の有無につき尋ねられたが、特になき旨応答した。
- (3) これに対して原告代理人弁護士より、被告側は本準備書面において、例えば「原告らが遺骨として引渡しを求める具体的な対象」につき求釈明を求めていたが、遺族である原告が返還を求めていた遺骨は、あくまで浮島丸の犠牲者当人の遺骨であり、被告側より明らかにされた「分骨」の経緯を踏まえた混合遺骨を返せということではない旨述べた。また、被告は同準備書面「二. 請求の原因第一（遺骨返還等の請求に及んだ経緯）について」で「浮島丸事件の遺骨の収容及び保管は、個々の遺骨の身元の特定が困難であったため…」云々と述べているが、かかる主張に基づくならば、これまで本件に関して返還した遺骨は、身元を特定したこと自体虚偽ではなかったのかとの質問があった。さらに、被告からの求釈明（注）は趣旨が不明であり、これに応じるためには、まず、被告側より本件遺骨の収容・保管の経緯等（「分骨」のもととなった名簿とは何か、右名簿はどの様に作成されたのか、右名簿に犠牲者の漏れはないのか等を具体的に例示）につき明らかにするべき旨の主張が繰り返された。

（注）国側で保管する浮島丸遭難者の遺骨は、収容できた遺骨を遭難者数に合わせて人為的に分けた「分骨」であったことが判明した旨説明し、かかる保管状況を踏まえ、原告側が遺骨として引き渡しを求める具体的な対象と引き渡しを求める法的根拠を明らかにせよとするもの。

- (4) これに対して、裁判所側より、遺骨の特定につき取り上げることは考えていないとの前置きの上で、原告側に対して、只今の発言内容は別途書面にて提出するよう指示があり、原告側も右を了解した。

2. 第2回期日（平成8年9月20日）

20日午前、京都地裁において浮島丸事件の弁論期日が開かれたところ、概要以下のとおり。

- (1) 冒頭、前回期日で国側よりの求釈明に対して、原告側より第6準備書面等が提出され、原告代理人弁護士より、「分骨」については本訴において初めて被告が言及したものであり、「分骨」に至る経緯等事実関係につき、まず国側より裁判官の前で答弁すべきである旨補足説明がなされた。
- (2) これに対して国側は、とりあえず原告側の主張を検討する旨応じた。裁判

官より、国側に対し検討に必要な期間につき質問があつたが、現在、国側としても既に「分骨」の経緯に関する説明等を行うため作業中であり、期日を指定されれば、これに間に合わせるように努力したい旨回答した。

3. 第3回期日（平成8年11月15日）

15日午後、京都地裁において浮島丸事件の弁論期日が開かれたところ、概要以下のとおり。

- (1) 冒頭、裁判所より、先般、提起された本件第3次訴訟の訴状（ア北注：原告目録以外、第1次、第2次訴訟の訴状と全く同一のもの）に対する国側の答弁書の提出につき尋ねられたが、訴状が接到したばかりであり、内容を検討の上、次回までに提出する旨応じた。
- (2) 続いて、原告より証拠説明書、国側より書証認否書をそれぞれ提出した。
- (3) その後、原告側より、前回期日で求めていた本件遭難者の遺骨の「分骨」の経緯等事実関係に関する国側の説明を求められた。これに対して国側は今回の期日には間に合わなかったが、鋭意検討中であり、今少し時間をもらいたい旨応じた。
- (4) 裁判所より、次回期日を決めるために、国側として検討に必要な時間の目安を明確にするよう求められ、国側は、本件は慎重に対応すべきものと考えており、検討に概ね2ヶ月、その後、検討結果を準備書面として作成することとした旨応じた。原告との日程調整の結果、次回期日は97年2月13日（木）午後1時10分より行われることとなった。また、裁判所より国側に対して、1月末を目途に準備書面を提出するよう求められ、国側は努力する旨応じた。
- (5) 国側より「分骨」の事実関係の説明が遅延し、更なる時間の余裕を求めたことに対して、原告側より上記（3）以外の追及等はなかった。

4. 第4回期日（平成9年2月13日）

13日午後、京都地裁において浮島丸事件の弁論期日が開かれたところ、概要以下のとおり。

- (1) 冒頭、原告代理人弁護士より、これまでの原告側の主張（内地在住の朝鮮人の帰還は日本政府の責任と義務として行われたもの）を裏付ける資料であるとして証拠説明書及び甲A6・7号証が裁判所に提出され、右内容につき若干の説明があった。裁判官より原告側に対して証拠となると考える資料は今後どのくらい提出されるのかにつき質問があり、原告代理人弁護士より多数（厚さ5センチ程度のファイル1冊分を提示）ある、なお、それぞれに証拠説明書を付して提出することを考えているため、現在、整理作業中である旨説明があった。国側より、それら書証の認否は全てでそろった時点でまとめて行うということでおいか、それとも提出時点でそれぞれ各別に行うのか照会したところ、原告代理人弁護士より各別で対応願いたいとの回答があった。

(2) 続いて、原告代理人弁護士より、本期日に先立ち国側が提出した答弁書兼第11準備書面について、例えば原告側が求めていた「死没者名簿」とは何か、右名簿はいつ、誰が、どんな根拠に基づいて作成されたのか、遭難者全員が正しく記録されているのか等について一切述べられていないとの指摘があり、国側に対して更なる説明を求め越した。

これに対して国側は、申し越しの点については検討してみたいが、今回の準備書面は国側としてかなりの時間をかけて調査した結果をとりまとめたものであり、現時点では、これが限廣であることを含みおきありたい旨応じたところ、原告代理人弁護士よりそれ以上の特段の追及はなかった。

(3) その後、裁判官より、本件にかかる訴訟は3次まで提訴されているが一つの事件として併合して扱うことによいかにつき再確認を求められ、原告側及び国側の双方とも異存ない旨答えた。

5. 第5回期日（平成9年5月8日）

8日午後、京都地裁において浮島丸事件の弁論期日が開かれたところ、概要以下のとおり。

(1) 冒頭、原告代理人弁護士より、前回の期日で言及のあった証訴訟関連の韓国及び我が国の新聞報道等）及び検甲A1・2号証（NHKが放映した浮島丸事件関連の番組のビデオテープ：「爆沈」1977年8月及び「発信基地－47年目の訴え－浮島丸爆沈－」1992年8月）が裁判所に提出され、右内容につき若干の説明があった。さらに原告代理人弁護士より、先般、国側が提出した答弁書兼第11準備書面において引用されている文書等に關し、「文書提出命令申立書」が提出された。

(2) 裁判官より、国側に対し原告側の右申立書への対応につき問われたが、国側としては持ち帰って検討したい旨応じた。さらに裁判官より、原告側に対し証拠となると見える資料はどのくらいあるのかにつき質問があり、原告代理人弁護士より、原告側としてはまだ証拠説明書を付して提出すべきと考える資料を多数有しているが、とりあえず次回の期日までに提出する分をもって一区切りとしたい旨の回答があった。

(3) 最後に、裁判官より、国側に対して次回期日までに原告側の文書提出命令申し立てへの対応を検討するようにとの指示があった。

6. 第6回期日（平成9年7月17日）

17日午前、京都地裁において浮島丸事件の弁論期日が開かれたところ、その概要以下のとおり。

(1) 冒頭、原告代理人弁護士より、証拠説明書）及び甲A第4号証の3及び甲A第50～61号証（内容は引揚援護庁、第二復員局残務処理部、内務省、山形県警察部等が1945年から1953年までに作成した文書等及び韓国人ジャーナリストの著書「浮島丸釜山港に向かわす」：1994年6月）が裁判所に提出され、右内容につき若干の補足説明があった。さらに原告代理人弁護士より、前回

の期日においては、今回の期日までに原告側の書証の提出につき一段落させる旨述べたところであるが、整理作業が遅れており、次回期日においても追加の書証を提出したい旨説明があった。

- (2) これに対し、国側より、これまで原告側より提出された甲A第6~49号証、同C第2号及び検A第1・2号証に対する書証認否書を提出した。
- (3) その後、原告代理人弁護士より、前回原告側が提出した文書提出命令申立書への対応につき問われたため、国側は以下のとおり口頭で応答した。

(イ) 申立番号1（「記録」：厚生省関連）

「記録」に該当する文書は2通あり、提出することは可能である。なお、先般、国側より提出した答弁書兼第11準備書面では「五二四箱（氏名記入なし）」と表現されているが、これは文書上の表現を直接引用したものではなく、その文書の趣旨として引用したものであるので理解されたい。

(ロ) 申立番号2（「浮島丸遭難者遺骨移送について」：厚生省関連）
かかる標題の文書は存在し、提出することは可能である。なお、申立番号1及び2については、要すれば国側より証拠として提出することも可能である。

(ハ) 申立番号3（「昭和31年に厚生省より当省を通じて当時の韓国代表部に引き渡された朝鮮人遺骨・遺留品名簿」：厚生省関連）

引用文書にはあたらないので提出は考えていない。ただし、原告らに関連する部分については、訴訟外で開示しても良い。しかし、プライバシーの問題があり、名簿全部の開示には応じられない。開示を求めるのであればどの部分を閲覧したいのか、その部分を特定してもらう必要があるので、原告代理人弁護士の方で検討されたい。（期日終了後、原告代理人弁護士と調整した結果、原告側で閲覧を希望する部分（人名）を特定し、その旨法務省担当者に連絡することになった。）

(ニ) 申立番号4（「昭和44年の第3回日韓定期閣僚会議における遺骨返還に関する合意」：当省関連）

引用文書にはあたらないので提出は考えていない。なお、本件については公式の議事録といったものは残されていないが、厚生省援護局編集の「引揚げ援護三十年の歩み」という公刊書籍の78ページ下段1行目括弧内の引用部分が本件合意に該当するものであるので右を参照してもらいたい。（期日終了後、持参した当該書籍を原告代理人弁護士に提示した。原告側よりは、本件合意に關し、それ以上特段の追及はなかった。）

7. 第7回期日の概要

11日午前、京都地裁において浮島丸事件の弁護期日が開かれたところ、その概要以下のとおり。

- (1) 冒頭、裁判官より、国側が今回提出した「浮島丸遭難遺骨者移送について」に関する文書についての確認があった。
- (2) その後、原告側より今回原告側が提出した文書提出命令申立書について若

干の説明をした上で、国側に対し「遭難者名簿」、「遺骨名簿」、作成されたと予想される「乗船者名簿」の全てを提出してもらいたい旨説明があった。更に提出する文書は「浮島丸事件」に限定したものでよいと付け加えた。また、国は名簿の提出は個人のプライバシー保護上問題有りといっているが、全てを文書にして出して欲しい旨要望した。

(3) これに対し、国側より、今回提出を要請した文書の提出については、あらためて検討すると返答した。他方、名簿の提出はあくまでプライバシーの保護上問題があり、また、そもそも「乗船者名簿」は現存していない旨説明した。

(4) 原告側は、「乗船者名簿」は「遭難者名簿」が作られた前提資料として何らかの乗船者に関連した資料等が論理的且つ経験則的に存在するはずなので、特に名簿に限定せずとも提出してもらいたいと述べた。

(5) これに対して、国側は、「乗船者名簿」に限定しなくてもよいかと再度確認した上で、原告側の同意が得られたので、次回までに提出を検討する旨回答した。

(6) じ後、原告側より以下の2点について説明があった。

(イ) 今回、原告側の証拠として甲A第62号証～甲A第74号証の4を提出した。なお、今回の提出をもって原告側の書証の提出は一区切りついた。

(ロ) 前回提出した書証の「甲A第59号第8丁」が落丁となっている、申し訳ないが次回の期日にて提出する。追加未了ということである。国の認否は次回、文書にてお願ひしたい。(国側、了)

8. 第8回期日の概要

11月6日午前、京都地裁において浮島丸事件の弁護期日が開かれたところ、その概要以下のとおり。

(1) 被告より、書証の認否については、本日付け書証認否書記載のとおりである。平成9年10月6日付け意見書(文書提出命令に対するもの)提出。

(2) 原告より、本日付け文書提出命令申立意見書提出。

(3) 裁判所より、被告に対し、原告意見書の第三において求釈明がなされているが、この点についてはいかがか。

(4) 被告より、持ち帰って検討し、必要に応じて意見を述べたい旨応答。

(5) 原告より、死亡者の数の問題は、本件訴訟の出発点である。求釈明事項につき、検討していただきたい。国は、訴訟資料につき積極的に公開してもよいとの姿勢であったと認識していたが、この間の対応や意見書等を見ると、その姿勢が後退しているのではないかとの不安を覚える。国が有している遭難者名簿には、死亡した者だけが記載されているのか、それとも、それ以外の遭難者も含まれているのか。名簿が開示され、名簿に氏名が記載されれば原告の立証は軽減される。国は、原告が死亡したか否かにつき認否を留保しているが、名簿に記載されていなくても死亡が認められていない者については個別立証の必要性がある。国の回答如何によっては立証計画の方向性

がかわってくる。

- (6) 裁判官より、次回までに被告が求釈明事項につき検討し、それを持って進行について決めるとの趣旨か。
- (7) 原告認める。
- (8) 裁判官より、釈明については書面にして年内に提出してもらい、原告もそれにつき反論等あれば、期日前に提出してほしい。

(了)